

毒物劇物販売業の登録について

★毒物又は劇物を販売する場合は、あらかじめ登録が必要です。

毒物とは、無機シアン化合物、水銀化合物、弗化水素などです。

劇物とは、塩化水素、水酸化カリウム、水酸化ナトリウム、クロロホルム、メタノールなどです。

★毒物劇物販売業には次の種類があります。

(1) 一般販売業：すべての毒物及び劇物を販売できます。

(2) 農業用品目販売業：ダイアジノン、DDVP、パラコート（化学名）等の農薬を販売できます。

(3) 特定品目販売業：メタノール、水酸化ナトリウム（化学名）等の限定された品目を販売できます。

★新たに毒物劇物販売業の登録を受けようとする場合は、事前に店舗を管轄する福祉保健センター生活衛生課へご相談ください。

★毒物劇物販売業の登録申請をする場合は、次の書類を店舗を管轄する福祉保健センター生活衛生課へご提出ください。

事 項	提 出 書 類	手数料	備 考
登 録 申 請	(1) 毒物劇物販売業登録申請書 ①店舗の平面図 ②毒物劇物貯蔵設備の図面 (2) 毒物劇物取扱責任者設置届 ①資格を証する書類 （薬剤師免許証・卒業証書・卒業証明書・履修証明書・試験合格証等の写し） ②宣誓書 ③証明書 ④医師の診断書 （診断書の有効期限：3か月） （原本又は開設者が原本証明した写し）	14,700	☆ 法人の登記事項証明書は不要です。 新規設立法人の場合は、登記完了後に申請を行ってください。 ☆ 薬局等の申請と同時申請の場合、重複書類は添付を省略できます。 (1)-②及び(2) 当該店舗において現品の取扱い（返品等に伴う一時保管、運搬、サンプルの保管等を含む）をしない場合は省略できます。 (2)-①④ 同一の書類がすでに県内の保健所（保健福祉事務所、福祉保健センター）に提出されている場合は省略できます。 省略する場合は、申請書の備考欄に省略する書類名、書類を提出した店舗の名称・所在地・許可（登録）業種・許可（登録）番号・提出先・提出日を記載してください。 (2)-① 資格を証する書類は必ず、開設者の責任で原本を確認してください。 薬局等の管理薬剤師が兼ねる場合は省略できます。

★申請から販売業の登録まで（登録票発行まで）、書類受理から約3週間（施設調査後約1週間）程度かかります。

★毒物又は劇物を直接取り扱い販売する場合は、店舗ごとに専任の毒物劇物取扱責任者の設置が必要です。
毒物劇物取扱責任者の資格は次のとおりです。

- (1) 薬剤師
- (2) 学校教育法第50条に規定する高等学校又はこれと同等以上の学校で、応用化学に関する学課を修了した者
- (3) 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験の合格者

★毒物又は劇物を貯蔵する場所は、その他の物と区分された専用のものとし、鍵をかける設備等のある堅固な施設としてください。また、鍵の管理を徹底してください。
貯蔵場所には、「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の表示をしてください。

★当該店舗において現品の取扱い（返品等に伴う一時保管、運搬、サンプルの保管等を含む）をしない場合は、毒物劇物取扱責任者及び貯蔵設備の設置は不要です。
現品を取り扱うようになった場合は、毒物劇物取扱責任者及び貯蔵設備を設置してください。

★毒物劇物販売業者は、毒物又は劇物を18才未満の者、精神の機能の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者及び麻薬・大麻・あへん・覚せい剤の中毒者へ販売（交付）できません。
また、トルエン、シンナー、接着剤等を吸入等の目的で所持するおそれのある者へ販売できません。

★毒物又は劇物を毒物劇物営業者（製造業者・輸入業者・販売業者）に販売した場合は、次の事項を書面に記載しておいてください。また、毒物劇物営業者以外の者に販売する場合は、購入者から次の事項を記載し、押印した書面を受け取ってください。書面は5年間保存してください。

- (1) 毒物又は劇物の名称及び数量
- (2) 販売年月日
- (3) 氏名、住所、職業（法人の場合は名称及び主たる事務所の所在地）

<参考>

毒 物 及 び 劇 物 譲 受 書			
毒物又は劇物	名	称	容 量
			数 量
譲 受 年 月 日	年 月 日		
譲 受 人 (法人の場合は 名称、所在地)	住 所		
	氏 名	⑩	
	職 業		

★農薬を販売する時は、この登録のほか、神奈川県農業技術センター病害虫防除部に「農薬販売届」を提出してください。（☎ 0463-58-0333）

毒物劇物販売業の変更・廃止について

* 次の変更、廃止の事項に該当したときは、３０日以内に届出を行ってください。

事 項		提 出 書 類	手数料	備 考
変 更	毒物劇物取扱責任者	(1) 毒物劇物取扱責任者変更届 ① 資格を証する書類 （薬剤師免許証・卒業証書・卒業証明書・履修証明書・試験合格証等の写し） ② 宣誓書 ③ 証明書 ④ 医師の診断書 （診断書の有効期限：３か月） （原本又は事業者が原本証明した写し）	なし	☆ 責任者の氏名・住所の変更の場合、届出は必要ありません。 ①④ 同一の書類がすでに県内の保健所（保健福祉事務所、福祉保健センター）に提出されている場合又は県内の他の店舗等で責任者だった者が転勤等により着任した場合は省略できます。 省略する場合は、届書の備考欄に省略する書類名、書類を提出した店舗の名称・所在地・許可（登録）業種・許可（登録）番号・提出先・提出日を記載してください。 ① 資格を証する書類は必ず、開設者の責任で原本を確認してください。 薬局等の管理薬剤師が兼ねる場合は省略できます。
	開設者の氏名 （法人の名称）	(1) 変更届 ① 個人の場合は戸籍抄（謄）本の写し（原本の写しも可）	なし	☆ 法人代表者の変更の場合、届出は必要ありません。 ☆ 法人の登記事項証明書は不要です。変更の登記完了後に届出を行ってください。
	開設者の住所 （法人の所在地）	(1) 変更届	なし	
	店舗の名称	(1) 変更届書	なし	
	設備 （貯蔵設備等）	(1) 変更届 ① 変更前後の図面	なし	
	店舗所在地の 住居表示	届出は必要ありません。		☆ 更新時にその旨を記入してください。
廃 止		(1) 廃止届 ① 毒物劇物販売業登録票	なし	☆ 廃止時に所有する毒物劇物の名称、数量及び処理方法を記載してください。
特 定 毒 物 の 所 有		(1) 特定毒物所有品目及び数量届書	なし	☆ 登録が失効した際に、特定毒物を所有している場合は、１５日以内に届出を行ってください。

* その他

- ・ 店舗が移転する場合や、個人から法人へ切り換わる場合等については、廃止届及び新規申請が必要となります。ただし、現品の取扱いをしない店舗が同一ビル内で移転（フロア内移動又は階移動）するとき又は店舗が同一ビル館内の同一階において単に平行移動する場合で、店舗の所在地の住居表示に変更がなく、かつ、その衛生環境に特段の影響を受けないと認められるときは変更届の対象となります。詳しくは福祉保健センターまでご相談ください。

毒物劇物販売業の更新・その他申請について

事 項	提 出 書 類	手 数 料	備 考
登 録 更 新 申 請	(1) 毒物劇物販売業更新申請書 ① 毒物劇物販売業登録票	6,400	☆ 毒物劇物販売業の有効期間と薬局・医薬品販売業等の有効期間が一致していない場合、有効期間を短縮して一致させることができます。詳しくは受付窓口にてお問い合わせください。
登 録 票 書 換 え 交 付 申 請	(1) 登録票書換え交付申請書 ① 毒物劇物販売業登録票	2,400	☆ 変更届を併せてご提出ください。 ☆ 住居表示変更にともなう書換えの場合、手数料はかかりません。 ☆ 書換え交付申請を行わないまま、更新申請に至った場合は、書換えの手続きは不要です。
登 録 票 再 交 付 申 請	(1) 登録票再交付申請書 ① 毒物劇物販売業登録票 (紛失の場合以外)	4,000	☆ 登録票を破り、汚し又は失ったとき。 ☆ 再交付申請を行わないまま、更新申請に至った場合は、再交付の手続きは不要です。